

# みどり通信

第208号 2013. 10. 7

## CONTENTS

● 一言発言	P1	● 損害保険	P10
● 税務	P3	● TKC Web 給与明細提供開始のご案内	P11
● 社会保険	P7	● これからの研修	P12
● 一倉定 経営心得	P8	● あとがき	P12
● 生命保険	P9	● 営業カレンダー	P13

9月21～22日  
「小京都を楽しむ会  
あかりば2013」が  
加茂市で開催されました！！



近隣幼稚園・保育園・小学校・習いごと団体の方が作成したあかり合計800個が一斉に点灯され、幻想的な空間をたくさんの方が楽しみました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。次の内容は、10月7日のホームページ掲載のものからです。

## 貴社では6%の売上UPで利益は何倍になりますか・・・

企業の究極の目的は、ゴーイングコンサーン。そのためには、利益を出し続けると共に、資金収支が回らなければなりません。

その売上ですが、皆さんの企業は売上が仮に3%アップすると利益はいくら増えることになりますか。逆に売上が3%減るといくら利益が減ることになりますか。

先日中学生に聞いたところ『売上が3%増えているのだから利益も3%増える』という回答をいただきました。まったく間違っているわけではありませんよね。だって、売上がいくら増えようとも仕入や外注費・支払リベート等がまったく発生しない会社の場合は、まさしくその通りですから。

しかし、一般的な企業は、仕入や外注費などがある場合がほとんどですので、これらのケースについて改めて考えてみることは大事な事の一つです。

そこで、このたび、目からウロコのセミナーを開催することになりました！

今月24日午後2時～5時まで、新潟駅前の会場（ガレソンホール・コープシティ花園4階）で『6%の売上UPで利益が2倍になるわけ』というテーマのセミナーです。

講師は、岐阜からおいでいただく税理士の**牧口晴一先生**！中小企業の事業承継や組織再編にもお詳しく、多くの書籍も出されている方で、ご講演は“わかりやすく” “面白くて” “笑いある語り口” で定評のある、知る人ぞ知る先生です。

実は、今月3日に東京にて、同じテーマでお聞きしましたが、本当に目からウロコの内容でありました。わかっているようで実は知らない損益分岐点。理論だけでなく、実践体験ツキのセミナーです。

またとないチャンスですので、1人でも多くの方々に  
お聞きいただきたい内容ですので、多くの方のお申し込みをお待ちしています。



テーマと同じタイトルの書籍が販売されています。

本セミナーのお申し込み・問い合わせは、当事務所（山口会計パートナーズ  
TEL 0256-52-6869）まで。

税理士 山 口 昇



## 消費税転嫁対策特別措置法について

いよいよ、来年 4 月より、消費税率が 8 % となることが正式に決定いたしました。今回の、平成 26 年 4 月 1 日及び、その後平成 27 年 10 月 1 日に予定されている消費税率 10 % への引上げに際し、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が平成 25 年 6 月に成立し、10 月 1 日から施行されています。

この法律の適用は、平成 29 年 3 月 31 日までとされており、政府は、この法律に基づき様々な取り組みを行っていく事になります。

この特別措置の内容は、以下に掲げる通りとなっております。

### I. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成 26 年 4 月 1 日以降に供給する商品又は役務について、**消費税の転嫁を拒む行為等が禁止**されます。

- ・規制の対象は、「大規模小売事業者」や「資本金 3 億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等」の買い手側の企業
- ・禁止される行為としては、「減額」「買ったたき」「購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制」「税抜価格での交渉の拒否」「報復行為」となっています。

### II. 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成 26 年 4 月 1 日以降に供給する商品又は役務の取引について、**消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止**されます。禁止される表示としては

①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担しています」

②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

「消費税率上昇分値引きします」

③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

といったものが挙げられています。

### Ⅲ. 価格の表示に関する特別措置

①平成 25 年 10 月 1 日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の張り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

②事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第 4 条第 1 項「不当表示」の規定は適用しないこととされました。

※ この特例を受ける事業者は、消費者への配慮の観点から、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するように努めなければならないとされておりす。

また、この適用を受ける際に必要となる「誤認防止措置」に関する考え方について、財務省から示されておりす。以下はその一部の抜粋です。

#### <基本的な考え方>

○誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

このため、次のような場合には、誤認防止措置が講じられていることにはなりません。

① 誤認防止のための表示が、例えば商品等の代金決済を行う段階までなされておらず、消費者が商品等を選択する際には、表示価格が税込価格でないことを認識できない場合

例えば、誤認防止のための表示が、

ア. 店内のレジ周辺だけで行われている

イ. 商品カタログの申込用紙だけに記載されている

ウ. インターネットのウェブページにおける決済画面だけに記載されている

ことなどにより、消費者が商品を選択する際に認識できない形で行われている場合がこの場合に該当します。

② 誤認防止のための表示が、一般消費者にとって見づらいものであるなど、明瞭になされていない場合

誤認防止措置としての表示は、当該表示が主に対象としている消費者にとって明瞭に認識できるよう行う必要があります。

例えば、主に走行中の車の中にいる者を対象とした看板等の場合、表示価格が税込価格でないことを歩行者が明瞭に認識できるだけでは不十分であり、走行中の車の中からも明瞭に認識できるような表示とする必要がある、とされています。

○値札の貼り替え等を行う移行期間等において、店内等の一部の商品等について税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示を行わざるを得ない場合には、店内等の、どの商品等の価格が税抜価格のみの表示や旧税率に基づく税込価格等の表示になっているのかを明らかにする必要があります。

例えば、次のような方法が考えられます。

- ① 個々の値札において税抜価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法
- ② 値札の色によって区分する方法
- ③ 商品棚等に税抜価格である旨や税込価格の計算に当たって用いた税率を明示する方法

#### <税抜価格のみを表示する場合の誤認防止措置>

##### ○個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を税抜価格のみで表示する場合、例えば次のような表示が誤認防止措置に該当します。

- ① ○○○円(税抜き)
- ② ○○○円(税抜価格)
- ③ ○○○円(税別)
- ④ ○○○円(税別価格)
- ⑤ ○○○円(本体)
- ⑥ ○○○円(本体価格)
- ⑦ ○○○円+税
- ⑧ ○○○円+消費税

##### ○店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等において税抜価格を明示することが困難である場合、例えば次のような表示方法も誤認防止措置に該当します。

###### ① 店内における表示の例

個々の値札等においては「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜表示となっています。」といった掲示を行う方法

###### ② チラシ、商品カタログ、インターネットのウェブページ等における表示の例

チラシ、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、個別の商品価格の部分には「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「本チラシ(本カタログ、本ウェブページ等)の価格は全て税抜表示となっています。」といった表示を行う方法

#### <旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合の誤認防止措置>

総額表示義務は、その時点で適用される税率に基づく税込価格を表示することを求めるものですが、消費税率引上げの前後においては、値札の貼替えが間に合わない等の事情により、新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合や、前もって値札の貼替えが行われることにより、新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合も生じ得るところであり、これらの場合も本特例の対象となり得ます。

このような場合における誤認防止措置としては、例えば以下のような表示が該当します。

○新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合

個々の値札等においては「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に、「旧税率(5%)」に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった掲示を行う方法

○新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示が行われる場合

個々の値札等においては「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、当該商品の置かれている棚等の消費者が商品等を選択する際に目に付き易い場所に、明瞭に「既に新税率(8%)に基づく税込価格で表示している商品については、3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。」といった掲示を行う方法

#### IV. 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品または役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う、以下の例示のような転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります。(公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。)

①転嫁カルテル … 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

- 例1 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税を上乗せすること
- 例2 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 注意点

税込価格や税抜価格(本体価格そのもの)を決めることは、独占禁止法に違反する行為となり、今回の適用除外の対象にはなりません。

また、この転嫁カルテルは、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要とされています。

②表示カルテル … 消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

- 例1 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること
- 例2 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

今回の内容についての問合せ先は、それぞれ「公正取引委員会取引企画課」「消費者庁表示対策課」「財務省主税局税制第二課」となっておりますが、まずは遠慮無く当事務所スタッフまでお問合せ下さい。事前における準備・確認をしっかりと済ませ、税率の引上げに対応していきましょう。

<西丸保幸>

# 社会保険 Q&A

**Q** 社会保険調査官の調査により資格取得年月日の誤りが指摘され、資格が6ヶ月遡及することになりました。この場合の保険料の控除は翌月分に支払う給料から一度に控除しても差し支えありませんか？

**A** 事業主は、被保険者に支払う報酬から、被保険者負担分の保険料を控除することが認められていますが、この場合の源泉控除できる保険料は、前月の保険料に限られています。

したがって、被保険者資格の遡及適用によって、事業主が数ヶ月分の保険料を納付しなければならない場合であっても、報酬から控除することはできません。そこで事業主が2ヶ月以前分に該当する保険料を納付した場合、被保険者負担分の保険料の支払方法については、事業主と被保険者の話し合いで決めていただくことになります。



**Q** 月末退職者は翌月1日が資格喪失年月日となるため、退職した月の保険料を納めることになっていますが、翌月に支払う給料がないため控除の方法がわかりませんので教えてください。

**A** 事業主が、被保険者の報酬から控除できる被保険者負担分の保険料は、原則として前月分に限られていますが、被保険者が月末に退職したり、あるいは資格を取得した月に喪失をした場合は、その月の保険料が徴収されます。この場合は翌月の報酬から控除することができないため、被保険者が適用事業所に使用されなくなった場合に限り、前月の保険料のほか当月の保険料も、報酬から控除することができる取扱いになっています。

# 一倉 定の経営心得シリーズ

その二十六

社長は年単位でものを考える人である。

年単位で何年も先を考えるのである。

月単位でものを考えたら、何年も

先のことなど考えられるものではない。

月単位で考えていては、目先のことしか見えない近視経営になってしまう。これは社員のやることである。社長は年単位で物を考える人である。年単位で何年も先のことを考えるのである。：どんなことであれ、会社にとって重要な革新であれば、それを軌道にのせるのに少なくとも二年や三年はかかり、実りあるものにするには五年くらいはかかってしまうのだ。だから、五年後にこうなりたい、と決心したならば、それを実現するためには、今行動を起こさなければならぬのである。それだけではない。五年後にこうあるためには、二年後にはどうなっていなければならないか。三年後はここまで進んでいなければならない、という「中間の目標」が必要なのである。それらの目標を達成するための様々な活動と、その間のバランスをとらなければならない。このようにして初めて目標が達成されるのである。

## 今回のテーマ

### 生活習慣病について

今回は生活習慣病についてお知らせします。

#### 生活習慣病の定義はなんですか？

厚生労働省によると「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義しています。

食事習慣が原因で起こる病気⇒胃がん、大腸がん、糖尿病、心筋梗塞、高脂血症、高血圧性疾患  
痛風、胆石、肝疾患、腎臓病、歯周病など

飲酒習慣による病気⇒脂肪肝、アルコール肝炎、アルコール依存症など

喫煙習慣による病気⇒各種のがん、慢性気管支炎、脳卒中、肺気腫、心臓病、歯周病など

運動不足の習慣で起こる病気⇒糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満症など

休養がとれない習慣の人に起こる病気⇒過労死

#### 生活習慣病を予防するための注意事項は？

- ①栄養バランスのとれた食事をする。
- ②食事は規則正しく三回食べる。
- ③飲酒は適量にする。
- ④禁煙する。
- ⑤スポーツを定期的に行う。
- ⑥休養を十分とる。
- ⑦睡眠は7～8時間とる。
- ⑧ストレスをためない。

今回は生活習慣病についてお知らせしました。七大生活習慣病で入院された場合、保障される入院期間が延長される新しいタイプの医療保険もございます。お気軽にご相談下さい。

<担当：西丸保幸>

# 傷 害 保 険

## 「普通傷害保険で保険金が 支払われる場合・支払われない場合」

### ●保険金が支払われる場合

- ①被保険者が日本国内または、国外において急激かつ偶然な外来事故によって、その身体に被った傷害に対して保険金が支払われます。
- ②上記①の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状が含まれます。  
ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。
- <例>○スキー場やスケート場で転倒し、骨折した。  
○料理中にやけどした。  
○海水浴中に高波にのまれ、溺死した。  
○火災の煙にまかれ、窒息死した。

### ●保険金が支払われない場合

- ①次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害について、保険金は支払われません。
- a) 保険契約者、被保険者の故意、または重大な過失がある場合。
  - b) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為。
  - c) 被保険者が無資格運転、飲酒運転等により運転中に生じた事故。
  - d) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。
  - e) 戦争、暴動、地震、噴火、津波、放射線、放射能等
- ②原因がいかなる時でも、むちうち症や腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないものについては、保険金が支払われません。
- ③被保険者が山岳登山、スカイダイビング等々の危険な運動（保険業法で定められている）をしている間に起きた事故によって被った傷害については、保険金は支払われません。
- <例>●旅行先で急病（虫垂炎など）にかかり入院した（海外旅行保険では支払われます。）
- 新しい靴でハイキングに行き、ひどい靴ズレを起こした。
  - マラソン中に心臓発作を起こし、入院した。
  - 炎天下でテニスをしたため、日射病にかかった。
  - 自殺を図り、命をとりとめたが、重傷を負った。
- 担当 星野

# TKC Web 給与明細

平成25年9月～  
の新サービス



## ご提供開始のご案内

PX2・あんしん給与で作成した  
給与支払明細書等を  
**PC・スマホから閲覧**  
できるようになります。

対応する帳表

給与支払  
明細書

賞与支払  
明細書

還付・徴収  
明細書

給与所得の  
源泉徴収票

このようなお悩みを持った企業様におすすめです。



- 拠点が複数あり、給与明細書の配送の手間・コストがかかっている…。
- 従業員数が多く、給与明細書の印刷や封詰め、配布の作業に手間と時間がかかっている…。
- 給与業務担当者の負担が大きく、残業することも多い…。

TKCWeb給与明細をご利用いただくことで…



- 印刷や配布の手間がなくなり、複数拠点への郵送も不要になります。

→業務負担軽減！印刷代や人件費のコスト削減！

- 各社員が専用Webサイトに個人ID・PWにてアクセスし、過去2年間の明細書を閲覧できます。

→紛失・誤配布のリスク軽減！

1. PX2・あんしん給与ご利用のPCおよび明細書を閲覧するPCは、インターネットに接続できる環境が必要です。
2. 社員へのID・仮パスワードの通知や、明細書閲覧の通知にEメールを使用するため通知メールの送信元とする会社のメールアドレス、および社員のメールアドレスが必要となります。※携帯電話キャリアのメールアドレスはご利用いただけません。
3. アップロード・閲覧する帳表のファイル形式はPDFファイルです。

ご利用に  
あたって



お問い合わせは税理士法人山口会計パートナーズまで

# これからの研修

- セミナー『6%の売上UPで利益が2倍になるワケ』 講師：牧口晴一氏  
ガレツホール(コープシティ花園) 10月24日(木) 14:00 ~ 17:00
- 原点の会 三条商工会議所 11月7日(木) 9:00 ~ 11:30
- 松木塾 加茂商工会議所 11月12日(火) 17:00 ~ 21:00  
12月11日(水) 17:00 ~ 21:00  
1月14日(火) 15:00 ~ 19:00
- 後継者塾 当事務所研修室 10月22日(火) 18:00 ~ 21:00  
11月13日(水) 18:00 ~ 21:00  
11月21日(木) 18:00 ~ 21:00  
12月3日(火) 18:00 ~ 21:00

☆会計で会社を強くする！～決算書の戦略的活用

- 10月10日(木) 18:00 ~ 21:00
- 10月15日(火) 18:00 ~ 21:00
- 10月28日(月) 18:00 ~ 21:00
- 10月30日(水) 18:00 ~ 21:00

## あ と が き

月日の経つのは早いもので、もう10月です。私が事務所の一員に加えて  
いただいてから、丸7年。今月末から8年目に突入致します。

7年といえば、7年後のオリンピック開催地が東京に決定しましたね。  
あっという間にやってくる、そう遠くない未来。今から7年後のイメ  
ージ、皆さんは鮮明にお持ちですか？

未来なんて、どうなるかわからない・・・だからこそ、将来のあるべ  
き姿を明確にし、そのために何をしなければならぬか、具体的な行動  
計画を立て、それに向け、ひとつひとつやり抜いていく。うまくいっ  
ていること、いっていないことを確認し、軌道修正を逐次実施し、目標に  
到達する・・・経営計画策定をお手伝いさせていただく際にお話する  
「P・D・C・Aサイクル」をぜひ確立し、理想の将来像を実現しましょ  
う！

ワクワクする未来のお話、是非一緒に共有させて下さい♪

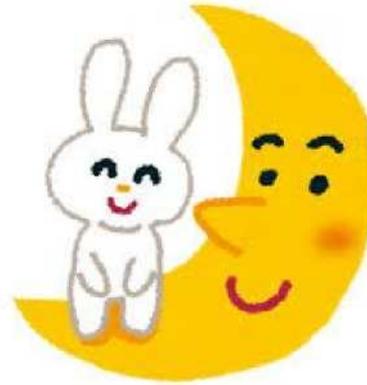
西丸保幸

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



## 11月



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

### チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

e-mail: yn@tkcnf.or.jp